

一般財団法人広島県職員互助会会員証の取扱いについて

マイナンバーカードの保険証利用により、共済組合員証が交付されなくなることに準じた取扱いとします。

1. 新規発行について

会員への紙媒体の互助会会員証の新規発行は原則行いません。

2. 今後の会員資格確認方法について（①～④のいずれかを提示する。資格情報のお知らせは使えません。）

① 共済組合員でマイナンバーカードを保険証として利用する会員

マイナポータル・保険者情報の「地方職員共済組合広島県支部」を提示することにより会員証に代えます。マイナポータルの閲覧ができない者については、申請書の提出により一年度に限り有効な会員証を発行します。

マイナポータルの画面

保険者が「地方職員共済組合広島県支部」であることを確認できる画面①

資格情報

① この情報は画面下部から保存できます。

区分	
交付年月日	
記号	地・広島
番号	000000
枝番	00
フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇
氏名	〇〇 〇〇
生年月日	
性別	
資格取得年月日	
本人・家族の別	
保険者番号	32340119
保険者名	地方職員共済組合広島県支部

保険者が「地方職員共済組合広島県支部」であることを確認できる画面②

医療保険の資格情報

保存日時 2024年12月1日 時点

保 険 者 名	地方職員共済組合広島県支部
保 険 者 番 号	32340119
記 号	地・広島
番 号	000000
枝 番	00
氏 名	〇〇 〇〇

「保存日時」のある画面の場合は、
年度内であるものを提示

有効期限のある会員証（申請により発行）

会 員 証	
会員氏名	〇〇 〇〇 （職員番号）
有効期限	令和 年 3 月 31 日
※会員資格喪失後は無効	
一般財団法人 広島県職員互助会理事長	
印影	

有効期限を記載したもの

- ② 共済組合員でマイナンバーカードを保険証として利用しない会員
共済組合が発行する資格確認書（有効期限あり）の提示を会員証に代えます。

（表 面）	
地方職員共済組合 資 格 確 認 書	本人（被保険者）
記 号	番 号 （枝番）
氏 名	
性 別	
生 年 月 日	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日
一部負担金の割合	
有 効 期 限	年 月 日
保険者番号	32340119
保険者名称	地方職員共済組合広島県支部
保険者所在地	広島県広島市中区基町 10-52
印	

（裏 面）	
取 扱	
備 考	
※ 以下の欄に記入することにより、給付関係に附する権利を表明することができます。記入する場合、1から3までの番号を○で囲んでください。	
1. 右は、給付請求に必要と認められた支給の○で囲んで、権利の表明に給付を請求します。	
2. 右は、給付が停止した支給に限り、権利の表明に給付を請求します。	
3. 右は、給付を停止しません。	
4. 又ほりを選んだ方で、給付したくない場合は、○をつけてください。	
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・小腸・胆嚢 】	
（特記欄）	
支払年月日	年 月 日
本人署名（自筆）	家族署名（自筆）

- ③ 健康保険が共済組合以外の会員（後期高齢者等）
令和7年度以降、一年度に限り有効な会員証を毎年度発行します。（手続き不要）

有効期限のある会員証（申請不要）

会 員 証	
会員氏名	〇〇 〇〇 （職員番号）
有効期限	令和 年 3 月 31 日
※会員資格喪失後は無効	
一般財団法人 広島県職員互助会理事長	
印影	

有効期限を記載したもの